

第12章 対象事業の実施にあたり必要となる許認可等

本事業の実施に伴い必要となる主な許認可等は以下のとおりである。

- ・都市計画変更（都市計画法第21条第1項）
- ・一般廃棄物処理施設設置届出
（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の3第1項）
- ・ばい煙発生施設設置届出（大気汚染防止法第6条第1項）
- ・特定施設設置届出（ダイオキシン類対策特別措置法第12条第1項）
（水質汚濁防止法第5条第1項）
（騒音規制法第6条第1項）
（振動規制法第6条第1項）
- ・有害物質に係る届出施設の設置の届出
（大阪府生活環境の保全等に関する条例19条第1項）
- ・形質変更時要届出区域内における土地の形質の変更の届出
（土壌汚染対策法第12条第1項）
- ・国定公園特別地域内の行為許可申請（自然公園法第20条第3項）
- ・自家用電気工作物の工事計画の届出（電気事業法第48条第1項）
- ・自家用電気工作物の保安規程の届出（電気事業法第42条第1項）